

地方公共団体名	いわき市
---------	------

1. 設置されている保健・福祉に関する事務所等

事務所等名	箇所数
福祉事務所	7
保健所（市町村保健センター）	1
児童相談所	
婦人相談所	
身体障害者更生相談所	
知的障害者更生相談所	
精神保健福祉センター	

2. 統合事務所の概要

統合事務所名	地区保健福祉センター
統合事務所箇所数	7箇所
統合時期	平成15年4月

いわき市においては、少子高齢化の進展や社会福祉基礎構造改革の進展など、保健福祉行政を取り巻く社会環境の変化や平成11年4月の中核市移行を背景に、より身近な地域の中で、市民に生涯を通じた保健・医療・福祉サービスを総合的に提供する必要性が高まっていた。

こうした中、本市における保健・医療・福祉サービスを総合的に提供する拠点施設として、「いわき市総合保健福祉センター」の整備を進めるとともに、本市の特性である広域性・多核性を踏まえ、住民に身近な地域単位で保健・福祉サービスを一体的に提供していく体制の構築を図るため、市内7箇所に「地区保健福祉センター」を設置した。

地区保健福祉センターは、従前の福祉事務所（市内3エリア）業務と保健所の支所駐在

等（市内7エリア）保健師業務を組織的に統合し、保健・福祉サービスを一体的に提供する機関として設置したものであり、具体的には、これまでの福祉事務所業務に携わるケースワーカー及び事務職員と、地区を担当する保健師の指揮命令系統を一元化して同一フロアに配置したものである。

（参考）

「いわき市総合保健福祉センター」について

●施設概要

所在地：いわき市内郷高坂町砂子田1-1

敷地面積：20,000 m²

延床面積：11,701 m²

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造4階建

●主な機能

保健所

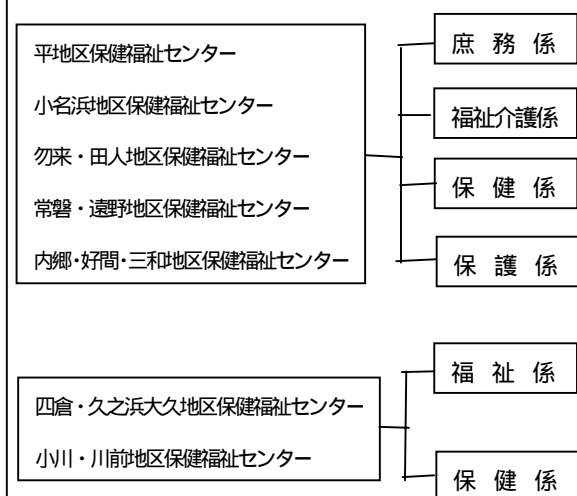
内郷・好間・三和地区保健福祉センター

子育てサポートセンター

休日救急歯科診療所

身体障害者デイサービスセンター など

【地区保健福祉センター組織図】



3. 統合効果

(1) 住民サービスの向上

地区保健福祉センターにおいては、保健と福祉に関する相談や手続きが同一の場所で可能となるよう、住民サービスの窓口の一元化を図っている。

窓口対応にあたった保健師又はケースワーカー等は、来所者の相談内容を多角的に捉え、保健と福祉の双方から提供可能なサービスを判断し、該当する担当職員に引き継ぐようにしている。

また、その際、複数のサービス提供が可能な場合には、該当する担当職員が同席することにより、総合的な窓口対応を行っている。

このため、住民の利便性の向上が図られ、また、保健と福祉の連携等による質の高い総合的なサービスをより迅速に提供することが可能となっている。

また、個々のケースにより、必要に応じて、病院や児童相談所等の関係者とケースワーカー、保健師によるケースカンファレンスを実施している。

さらに、住民サービスの向上に資するため、ケースワーカーや保健師等を対象に、「精神保健」「難病」等をテーマとした集合研修を実施し、専門的な知識・技術の習得に努めるとともに、各職場で実施しているケースカンファレンス等を通じて、それぞれの職員が持つ知識・技術・経験について情報交換することにより職員の資質向上を図っている。

なお、住民サービスが向上した具体的な

事例については別紙（P○～P○）のとおりである。

(2) 組織・人員

7 箇所の地区保健福祉センターの組織については、その所管区域の人口や面積等を基本に、業務量を勘案し、大きく2種類の組織体制をとっている。

規模の比較的大きな5つの地区保健福祉センターにおいては、所長、次長及び庶務係、福祉介護係、保護係、保健系の4係体制を、規模の小さな2つの地区保健福祉センターにおいては、所長、次長及び福祉係、保健系の2係体制をとっている。

各係の人員配置については、「庶務係」には主に福祉関係の事務を担当する事務職員を、「福祉介護係」には福祉五法関係及び介護保険関係の業務を担当するケースワーカーを、「保健係」には地域における各種健診、健康教室、訪問指導等を担当する保健師を、「保護係」には生活保護法関係の業務を担当するケースワーカーをそれぞれ配置している。

また、保健・福祉の両分野にまたがる事例を調整するため、所長、次長、福祉介護係長、保健係長、保護係長で構成する「センター内ケア会議」を定期的を開催することにより、困難ケースに係る処遇の調整及び決定等を一元的に行っている。

組織・人員面における課題としては、今後ますます高度化していく保健福祉ニーズに対し、限られた人員で、これまで以上に質の高いサービスをより効率的に提供していく必要があるため、各地区保健福祉セン

ターにおける今後の業務遂行状況等を十分に検証しながら、各地域における市民ニーズや課題等に対応した地域独自の施策の展開を総合的かつ計画的に実施していくための体制のあり方を検討していく必要がある。

(3)施設・設備

地区保健福祉センターの整備にあたっては、内郷・好間・三和地区を所管する地区保健福祉センターについては、平成15年4月に開設したいわき市総合保健福祉センター内に、市の中心部である平地区を所管する地区保健福祉センターは本庁舎内に、それ以外の地区を所管する5つの地区保健福祉センターは各支所内というように、基本的に既存施設を活用し、施設・設備の効率的な活用に留意している。



(4)行政運営

従前の3福祉事務所のうちのひとつを5つの地区に分割し、それぞれ保健所の支所駐在保健師業務と統合したことにより、保健と福祉の圏域が統一されたことから、各地区における保健・福祉の連携の効率化や強化が図られた。

また、住民の保健・福祉の両分野に係る個人情報等についても、保健と福祉のそれぞれの業務に携わる職員の指揮命令系統を一元化し、同一のフロアに配置したことから、お互いの持つ情報の共有が容易になった。

さらに、関係法、制度の改正等により窓口業務の増加と複雑化が進んでいることから、市民に対する迅速かつ適切な対応を目的に「窓口業務支援システム」を導入し、各課が所管するサービス受給者の情報の把握を容易にしている。

保健所を含む本庁機関と、サービス提供機関・市民ニーズ把握機関として位置づけられる地区保健福祉センターとの間の協議や連絡調整を必要に応じて実施するための「しくみ」として、保健福祉部内に次の2つの連絡調整会議を設置している。

・「いわき市保健福祉行政連絡調整会議」

部内各課、地区保健福祉センター及び保健所の連携を密にするとともに、組織横断的な保健福祉行政課題の解決に関する総合調整を行うこと等により、市民ニーズの的確な把握と施策への反映を図り、もって本市における地域保健福祉行政の推進に資することを目的に設置。

・「いわき市地域保健担当者連絡調整会議」

地域保健活動に係る保健所、地区保健福祉センター及び地域保健担当部署の連携及び関連事業の円滑な実施に資することを目的に設置。

担当：いわき市保健福祉部保健福祉課

TEL 0246-22-7450

FAX 0246-22-7590

住民サービスの向上に関する具体的な統合効果について	
対 象 者 の 区 分	○ 障害者 ○ 母子家庭 ○ 婦人保護、D V ● こころの健康 ○ 高齢者 ○ 児童 (児童虐待防止、子育て支援) ○ 難病 ○ その他 ()
当該対象者の概要	・ 年齢：40歳代 ・ 性別：女性 ・ 疾患等：統合失調症 ・ 健康状況：喘息 ・ 家族状況等：一人暮らし 同市内に妹が在住。 ・ その他：生活保護受給者
これまでの経過	・ 対象者は精神病院に入院中であつたが、退院の予定があるとのことで地区保健福祉センター窓口で今後の生活についての相談がある。(対象者妹より、病院ケースワーカー同席) ・ 窓口での面接において、対象者の今後の在宅生活についての不安点、ニーズの把握などを行う。 ・ 精神保健福祉手帳の申請と、ホームヘルプサービス及び配食サービスの利用となる。
保 健 ・ 福 祉 の 連 携 状 況	従前、保健と福祉の組織の統合前には、保健師及びケースワーカーがそれぞれの立場で支援方法を検討し、必要に応じて相互に連絡を取ることで対応しており、十分な連携が取れない場合があつたが、保健と福祉が統合されたことにより、専門的なアセスメント及び技術援助方法については主に保健師が担い、それを踏まえた上でケースワーカーがサービスの調整を行うこととして、スムーズなサービスの提供に至った。
サ ー ビ ス 向 上 の ポ イ ン ト	保健師とケースワーカーが連携することにより、通常のサービス提供に至るまでの過程でそれぞれの分野の専門性を出すことによって、質の高いサービスを迅速に提供することができた。 ・ 保健師の立場から 専門的なアセスメントをもとに、今後のホームヘルプサービス提供に関して、主治医の意見をもとにした援助方法を見出す。 ・ ケースワーカーの立場から 専門的アセスメント及び援助方法を踏まえた上で、サービス時間等の調整及び福祉的立場からの援助方法の提供。

住民サービスの向上に関する具体的な統合効果について

対象者の区分	●障害者 ○母子家庭 ○婦人保護、DV ○こころの健康 ○高齢者 ○児童（児童虐待防止、子育て支援） ○難病 ○その他（ ）
当該対象者の概要	・年齢：30歳代 ・性別：女性 ・疾患等：てんかん重積後遺症による体幹機能障害（座位不能） 身体障害者手帳１種１級 日常生活動作全般に介助を要する。 ・家族状況：夫、子（２人）、母、兄
これまでの経過	・夫の仕事は勤務時間が不規則のため、対象者の介護に関しては兄が、家事に関しては母が主に行っている。 ・対象者の在宅生活の維持及び家族の負担軽減を図るため、ショートステイ、デイサービス、ホームヘルパーを利用している。 ・主な介護者である兄の精神的、体力的負担が大きく、対象者が言うことを聞かない等に理由によりたたく等の暴力を振ることがある。
保健・福祉の連携状況	従前の保健と福祉の組織が統合されていないときには、保健師及びケースワーカーがそれぞれの立場で支援方法を検討し、必要に応じて連絡することにより対応しており、十分な連携が取れない場合があったが、保健と福祉が統合されたことにより、ケースワーカーと保健師が連携し、対応策について検討を行った。 ケースワーカーは、支援費制度によるサービス提供について、また保健師は、訪問による介護指導（栄養指導、健康指導）を行っている。
サービス向上のポイント	保健師及びケースワーカーが一体となってその対応を検討したため、対象者に対して質の高い総合的なサービス提供に繋がった。 保健師による介護指導や、排泄時を想定したホームヘルパーの派遣等により、異性による介護に対する対象者の精神的な負担の軽減を図っている。 また、介護者である母及び兄の健康管理についても指導している。

(別 紙)

住民サービスの向上に関する具体的な統合効果について

対象者の区分	○障害者 ○母子家庭 ○婦人保護、DV ○こころの健康 ●高齢者 ○児童（児童虐待防止、子育て支援） ○難病 ○その他（ ）
当該対象者の概要	・年齢：60歳代 ・性別：女性 ・疾患等：視覚障害 身体障害者手帳 1 種 1 級 ・健康状態：高血圧 ・家族状況：一人暮らし
これまでの経過	・一人暮らし高齢者の見守り訪問として、主に在宅介護支援センターが関わってきた。 ・支援費制度によりデイサービス及びホームヘルプサービスを利用している。 ・保健師の訪問により、高血圧の悪化防止及び生活上の注意等の助言を継続している。
保健・福祉の連携状況	保健師とケースワーカーが同一フロアに配置されたことから、相互の情報交換等により対象者の状況を速やかに把握でき、また、サービス提供についての検討が容易になったため、アセスメントからサービス提供に至るまでの時間の短縮が図られた。 また、モニタリングについても必要時行えた。
サービス向上のポイント	・福祉サービスの提供により、室内清潔の保持と孤独感の軽減が図られた。 ・保健サービスの提供により、高血圧の理解と疾病予防、適正医療の重要性について支援し、健康保持に努めた。 ・保健と福祉サービスの結合から、在宅介護支援センターとの連携が密になり、対象者への関わりが深くなった。